

令和3年度 第1回 取手市国民健康保険運営協議会議事録

日時 令和3年11月4日(木) 午後4時00分開始 午後5時30分終了

場所 取手市役所 大会議室

出席者 渡部日出雄会長・阪田繁委員・香取序子委員・中村洋子委員・本田曜子委員・石井啓一委員
吉岡巖委員・橋中健彦委員・関根英市委員・山野井隆委員・岩澤信委員・澤口ひで子委員
濱野清委員・飯塚理津子委員

(欠席者) 樋渡まち子委員・松崎信夫委員

(事務局) 大野健康増進部長・木村国保年金課長・平野補佐・海老原係長・石田係長・青柳係長
傍聴者 3人

会議成立 16人中14人出席(施行規則第4条)

議事録署名人 中村洋子委員(被保険者代表)

議事録署名人 石井啓一委員(保険医代表)

会議次第

1. 開会
2. あいさつ
3. 報告事項
 - (1) 令和2年度取手市国民健康保険特別会計決算報告について
 - (2) 令和2年度国民健康保険保健事業について
4. 諮問事項
 - (1) 取手市国民健康保険条例の一部改正について
 - (2) 国民健康保険税賦課方式の変更について
 - (3) 取手市国民健康保険税条例の一部改正について
5. その他

議事

1. 開会
2. あいさつ
 - 渡部会長あいさつ
 - 吉田副市長あいさつ
 - 諮問書受け渡し
3. 報告事項
 - 議事に先立ち、傍聴者の受け入れについて協議。傍聴者入場立会いのもと、会の公開を決議。出席委員数が委員の過半数を超える14名であり、運営協議会の成立が報告された。

(議事要旨)

- (1) 令和2年度取手市国民健康保険特別会計決算報告について

事務局： 令和2年度取手市国民健康保険(以下、本文内「国保」)特別会計決算の状況を説明。保険給付費の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け医療機関への受診控えも一因と考えている。国保加入状況、平成28年度から令和2年度までの被保険者数、給付費、国保税の推移と今後の見込みを説明。新型コロナウイルス感染症対策事業の説明。(質疑なし。原案通り承認)

(2) 令和2年度国民健康保険保健事業について

事務局： 特定健康診査の実施状況を説明。新型コロナウイルス感染症の影響により、夏日程を中止。秋日程は日程を増やし完全予約制で実施したが、受診率は通常40%前後のところ、31.1%と落ち込んだ。電話予約については、電話がつながりにくいという意見が多かったため、本年度は回線を増やし、インターネット予約も実施している。

特定保健指導の説明。特定健診受診率は県内13番と上位だが、特定保健指導実施率は県内最下層。利用率向上を目指し、平成29年度から、業務全般を民間委託にて実施。

疾病予防事業、人間ドックについて説明。健診同様、利用者減となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響したものと推測される。

石井委員： 積極的、動機づけ支援ともに県平均の3分の1以下。原因、対策について伺う。

事務局： 特定保健指導の未利用者勧奨として、通知1回、電話、電話不通の場合の再通知と、3段階の案内をしている。未利用の理由としては、通院している、自力で改善する、といった声が多い。個々のニーズを考慮に入れた勧奨等事業を工夫していきたい。

石井委員： 医師会としても、できることがあれば協力していきたいと考えている。

(原案通り承認)

4. 諮問事項

(1) 取手市国民健康保険条例の一部改正について

事務局： 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、取手市国保条例の一部を改正する条例を制定するもの。出産育児一時金の支給額を40万4,000円から40万8,000円に改正。産科医療補償制度の掛金が減額された分4,000円を出産一時金に上乗せすることで被保険者が受け取る金額、総額42万円を維持する改正であることを説明。

(質疑なし。原案通り答申することを決議)

(2) 国民健康保険税賦課方式の変更について

事務局： 国保の賦課方式について。運営主体である県が、令和4年度以降、現行の4方式あるいは3方式から、2方式(所得割と均等割)での統一を目指すとしている。

主な理由は、簡潔・公平、被保険者にとって分かりやすい賦課方式であること、将来的な県内の保険税率の統一を視野に入れた取り組みであることなど。取手市においても、現行賦課方式のうち、令和4年度からは医療分、後期支援分、介護分のそれぞれに世帯ごとに賦課される平等割を廃止、所得割と均等割の2方式へ変更予定であることを説明。

令和4年度から2方式を実施した市町村に対しては、県の特別交付金において、子どもに係る均等割の軽減措置を設け、総額5億円を、20歳未満の被保険者の数で按分した額が各市町村に交付される予定。取手市では、平成30年度から18歳以下の被保険者均等割の5割軽減を既に導入済みであり、国も、令和4年度から全世帯の未就学児を対象に、未就学児に係る均等割について、5割を公費により軽減するとしている。

今後のスケジュールについて。11月4日国保運営協議会を開催後、12月に議会に上程、令和4年1月に取手市国保税条例を改正、令和4年3月に広報、ホームページなどで市民への周知を図り、令和4年4月より賦課方式変更を予定。

県内の国保税賦課状況の説明。県内44市町村中20市町村が4方式、24市町村が3方式。賦課方式の中で、所得割と資産割の二つは、担税力に応じて賦課する応能割、均等割と平等割は、担税力によらず、受益者負担として賦課する応益割としている。賦課割

合に関しては、応能割対応益割は 50 対 50 が標準である。また、現在 3 方式で賦課を行う近隣市町村と比較し、取手市の税率等が特別高いわけではない状況を確認。

令和 3 年度の本算定時の状況について。賦課割合は、応能割対応益割が 54 対 46 と約半々の状況。全体に占める平等割の割合は 16%である。

現行の税率を据え置いて、平等割のみを廃止した場合の試算では、税金が減少する上、賦課割合も 62 対 38 と不均衡となる。現行税金を維持しつつ、賦課割合のバランスを考えると、均等割を上げざるを得ないが、多子世帯など被保険者が多い世帯への負担増となるため、税率改正か、減収分を基金繰入れなど補填するか、検討する必要がある。

令和 3 年度本算定時の所得階層別世帯加入状況を説明。所得ゼロ円の世帯が全体の 33.21%を占め、所得をゼロ円から 100 万円までの世帯は全体の 56.8%。所得の少ない加入世帯が多い現状から判断すると、賦課割合を 50 対 50 とするのは難しいと思われる。

令和 3 年度の本算定時の内容を基準として、以下 3 つの試算結果を示した。

- ①、令和 3 年度の収入を維持し、賦課割合を標準とされる 50 対 50 に近づけた場合。
- ②、現行税率を据置きした場合。
- ③、加入世帯の所得状況を踏まえ、均等割を下げ、その分所得割を上げた場合。

各試算結果についてまとめると、

①は、医療分の所得割は現行より減、介護分の均等割は現行据置きとなるが、それ以外で所得割、均等割とも増となる。国保税の大幅な減収は避けられるが、全世界帯で負担が増す。令和 4 年度以降も繰越金が生じるため、今後も基金の増額が想定される。

②は、現行税率を維持するので、原則全世界帯で負担が軽くなる。当然、平等割部分が減収となり、その歳入不足分を基金繰入れで補填するので、令和 4 年度以降の繰越金は発生しない。毎年の基金繰入れによって、令和 8 年度の基金残高が約 13 億円と見込む。

③は、均等割を下げ、低所得者の負担を軽減を図る一方で所得割を上げるため、軽減対象外の世帯の負担が増加。全体としては減収となるため、②と同様、不足分を基金繰入れで補填する。基金の残高に関しては令和 8 年度時点で約 22 億円となる見込み。

議長： まず、賦課方式を令和 4 年度より 2 方式にすることについて議論をする。

(質疑無し。賦課方式を 2 方式にする点について原案通り答申することを決議)

議長： 10 月 25 日付け、議会から市長に提出された要望書について説明を求める。

山野井委員： 「福祉厚生常任委員会における要望書の提出について」を読み上げ。

「1. 国民健康保険の被保険者のコロナ禍における支援のため、令和 4 年度中に、早い段階で一時的に基金から 16 億円程度拠出すること。」

(補足説明)

取手市議会の福祉厚生常任委員会で 10 月 13 日と 21 日、国保税及び国保基金の勉強会を行った。現在、令和 3 年度見込額として 43 億 9,500 万円の基金残高となり、県内 44 市町村中 1 位。前年度の 27 億円から、1 年間で 16 億円上積みがある。国保加入者はここ数年で 5,000 人ほど減っているにもかかわらず、現在の金額は類似団体と比べても大変大きい。基金の用途の範囲として、市では、制度変更による被保険者への大きな負担や交付金の減額への対応と、保健事業等への重点的取組、災害や世界的不況が発生した場合等を挙げている。コロナ禍において経済が大打撃を受け、国民 4 人に 1 人が減収や失業を起こしている状況下、国県から給付された支援金も課税対象となると、個人の負担は相当なものである。ここで、前年度から 16 億円積み上がった基金を、コロナ禍

対策という時限的な形で、27 億円程度まで拠出をしてはどうか、という結論に至った。
(質疑無し)

議長： 市の提案する、基金を活用し令和 4 年度から被保険者全体の保険税を下げる案（試算②）について。令和 8 年度には基金残高が約 13 億円。要望のように、基金 16 億円を使用し、期間限定で保険税を下げた場合、その後保険税はどうなるのか。

事務局： 試算①の場合は、全世帯の税額が上がる。試算②は、全世帯の税額が下がる。試算③は、均等割が残ることから、多子世帯は税額が上がる。以上踏まえ、市としては、試算②を採用したいと考えている。毎年、税収不足分を基金から補っていくと、令和 8 年度に約 13 億となる見込み。団塊の世代が、国保から後期高齢者保険に移行する時期には、国保会計から後期高齢者医療保険への拠出も増えるため、令和 8 年度には、基金残高等を再精査し、保険税を見直す時期が到来すると見込んでいる。

市としては、3 方式から 2 方式への変更という大きな制度改革が行われる令和 4 年度から、試算②で実施したい考えがある。議会から提案があったように、1 年間ないし 2 年間という期間限定の中で、16 億円を活用して、国保税を下げるということは可能であるが、その場合、令和 8 年度と見込んだ保険税見直しの時期は早まる可能性がある。

議長： 「コロナ禍における支援として 16 億円程度の拠出」とあることについて。

国保から後期高齢者医療保険に移行した場合など、期間限定の減税の恩恵を受けられない場合もある。他の保険等とのバランスはどのように考えるのか。

事務局： コロナ禍対策という面では、市町村単独での値下げができない後期高齢者医療保険、介護保険との負担の兼ね合いについても考える必要がある。一方、令和 4 年度に県内の自治体が賦課方式を 2 方式に統一する、という大きな目標があり、ここに向けての実施であれば、市民にも広く納得を得られるのではないかと考えている。議会からの要望と市の提案双方の利点を見極め、より良い方向へ整理していきたい。

山野井委員： 財源不足があった際には、近隣自治体でも一般財源から拠出した例がある。本提案は、基金の積立額について明確な定めはないところ、各自治体の様子を鑑み、15 億から 20 億程度が妥当ではないか、ということ踏まえた意見である。

(質疑無し)

議長： 令和 4 年度からの 2 方式の実施に伴う保険税の取扱いについては、事務局が市の方針と、議会の要望を精査し、基金を活用した上で、負担増とならないよう還元策を図る、とする内容としたいが、いかがか。

(全員賛成)

(3) 取手市国民健康保険税条例の一部改正について

事務局： 「国民健康保険法及び地方税法の一部を改正する政令」の公布を受け、茨城県国保運営方針において、令和 4 年度から県内の国保料（税）の賦課方式を 2 方式に統一するとしていることに伴い、取手市国保税条例の一部を改正するもの。まず本則中、「国保の被保険者に係る所得割額」の部分を「国保の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国保の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国保被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。次に、2 方式に伴うものとして、世帯別平等割に関する規定を削除。さらに、未就学児に対する被保険者均等割額に対する減額に関する規定を追加し、18 歳以下の被保険者に対する均等割、被保険者均等割額に対する減免の規定から未就学児の部分を除く。

(質疑なし。原案通り答申することを決議)

議長： 答申にあたっては、答申書案を作成し書面での決議の上、市へ提出することがかか。
(異論無し。)

5. その他

司会： 令和3年12月31日で、今の委員の皆様の任期が満了。

次回の第2回目の国民健康運営協議会を来年の2月ごろを予定。

閉会

令和3年11月25日

運営協議会議長 渡部 日出雄

議事録署名委員 中村 洋子

議事録署名委員 石井 啓一